

## 令和5年6月農業委員会総会議事録

令和5年6月24日午後3時00分、令和5年6月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

### 出席委員 23名

1番 金田 公隆 委員	2番 藤田 善明 委員	3番 岩谷 裕子 委員
4番 佐藤 修司 委員	5番 川村 陽彦 委員	6番 須藤 秀人 委員
8番 町田 高司 委員	9番 石岡 千鶴子 委員	10番 三上 浩太 委員
11番 小林 政貴 委員	12番 小田桐 明 委員	13番 石岡 人志 委員
14番 福士 章逸 委員	15番 小嶋 勇成 委員	16番 木村 芳文 委員
17番 平井 秀樹 委員	19番 佐藤 剛郎 委員	20番 大湯 茂八郎 委員
22番 高橋 貴志 委員	23番 田村 眞裕美 委員	24番 成田 納 委員
25番 梶森 弘義 委員	26番 前田 優考 委員	

### 欠席委員 3名

7番 種澤 達也 委員	18番 成田 繁則 委員	21番 戸澤 幸彦 委員
-------------	--------------	--------------

### 出席事務局 9名

事務局長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	高木 一誠
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局農地調整係長	曾根 奈美子
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏
事務局主事	大浦 空		

### 本日の会議に付した事件

#### 議事録署名者の指名及び書記の任命

#### 議事

議案第33号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第34号	農地転用許可に係る意見について
議案第35号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第36号	農用地利用集積計画の決定について
議案第37号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第38号	農地の買受適格証明願の証明書の発行について
議案第39号	青森県果樹放任園発生防止等対策事業の拡充に関する要望（案）
議案第40号	目標地図案作成及び地域計画の実現に係る制度の充実に関する要望（案）

報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第22号	市街化区域内の農地転用の受理及び通知について
報告第23号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第24号	非農地の判断について

事務局次長

ただ今から、令和 5 年 6 月 弘前市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日成田会長は青森市で開催されております、農業委員会会长会議及び青森県農業者年金協議会通常総会に参加されているため、欠席でございます。それでは、開会に先立ちまして、前田 優考会長職務代理者から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長職務代理者

【 挨拶及び諸般の報告（省略） 前田職代 】

事務局次長

それでは、お手元の総会議案の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条第 1 項及び農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定に基づき、前田会長職務代理者に務めていただきます。前田会長職務代理者、よろしくお願ひします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。欠席者の通告があります。議席番号 7 番種澤達也委員、18 番成田繁則委員、21 番戸澤幸彦委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。4 番佐藤修司委員、5 番川村陽彦委員、8 番町田高司委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 33 号を議題といたします。議案第 33 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 33 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 20,780 m<sup>2</sup>、畑 17 件 93,205 m<sup>2</sup>、合計 19 件 113,985 m<sup>2</sup>であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 9,708 m<sup>2</sup>、畑 6 件 30,397 m<sup>2</sup>、合計 8 件 40,105 m<sup>2</sup>であります。このうち、第 3 条第 3 項関係が、畑 1 件 14,796 m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、田村眞裕美委員、成田毅委員、兜森弘義委員それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 53 番について申し上げます。譲受人は、自宅の庭で花を育てておりましたが、広い農地でも花を栽培したいとのことから、今回、農地の流動化情報を活用し、農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、花きを栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。8 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 59 番について申し上げます。譲受人は、自宅の庭で野菜を栽培しておりましたが、広い農地でも自家消費用の野菜を栽培していきたいとのことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、なす、及びきゅうり等を栽

調査委員長

培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。所有権関係、受付番号 60 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、自身で農業経営したいという思いがあり、兄の協力により、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にしてりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。10 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 63 番について申し上げます。譲受人である法人の代表は、3 年前から、個人でレタス、及びキャベツの栽培をしておりましたが、今後、取引先との関係の強化や、労働力の増加による生産性の向上を図りたいとのことから、法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、レタス及びキャベツを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。11 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 84 番について申し上げます。借受人は、実家が農家であり、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、農地を借り受ける見通しがたたため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、りんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。14 ページをお開きください。農地法第 3 条第 3 項の使用収益権関係、受付番号 3 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人である法人は、青森市でりんごを栽培しているほか、弘前市でりんごの集荷、選果等を行う会社であります。農家の高齢化や、担い手不足に危機を感じ、法人で行う効率的な栽培により、担い手不足を解消し、りんごの生産量の維持を行いたいとのことから、本申請に及んだと申し述べておりました。営農する弘前支店の従業員は、農業経験が豊富であり、農機具等も備わっており、技術力等、特に問題はないと判断し、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求める結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議 長

それではこのあと、議案の審議に移りますが、使用収益権関係、受付番号 90 番が、私自身が関係する法人の案件であり、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限に該当することから、一時退席いたします。なお、退席する間の議長につきましては、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条第 2 項に基づき、臨時の議長を互選することとなります。互選の方法としては、投票と指名推選がございますが、指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、互選の方法は指名推選といたします。続いて、適任者を推選していただきますが、まず、私から須藤秀人委員を推選いたします。この他に臨時の議長に推選する方はございませんか。

(なし)

議　　長	他に適任者の推選がありませんので、互選の結果、須藤秀人委員を臨時の議長と決定いたします。須藤委員と交代し、私は一時退席します。
臨時議長	(前田優考委員退席)
臨時議長	前田会長職務代理者が退席している間、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。それでは、会議を進めてまいります。「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 13 ページ、使用収益権関係、受付番号 90 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
臨時議長	(な　し)
臨時議長	使用収益権関係、受付番号 90 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
臨時議長	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 33 号のうち、使用収益権関係、受付番号 90 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いしまして、私の臨時議長の任を終えることといたします。ありがとうございました。
議　　長	(前田優考委員着席)
議　　長	それでは、引き続き議事を進行して参ります。使用収益権関係、受付番号 90 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
議　　長	(な　し)
議　　長	使用収益権関係、受付番号 90 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
議　　長	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 33 号のうち、使用収益権関係、受付番号 90 番を除く申請については、許可することに決定いたします。
事務局次長	次に、議案第 34 号を議題といたします。議案第 34 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 34 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畳 2 件 992 m <sup>2</sup> であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 2 番は、農地

調査委員長	区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 3 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農業用施設」であることから転用許可基準を満たすものであります。いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 34 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 34 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないと認め、議案第 34 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 35 号を議題といたします。議案第 35 号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 35 号は、「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畳 1 件 286 m <sup>2</sup> であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番は、その他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可要件を満たす農地区分であります、代替地の検討において目的を達成できる土地がないこと、また、転用許可申請に係る事業目的に使用することが確実と認められることから、転用許可基準を満たすものであります。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 35 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

	(なし)
議長	議案第35号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第35号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第36号を議題といたします。議案第36号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	23ページをお開き願います。議案第36号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件15,015m <sup>2</sup> 、畠5件26,491m <sup>2</sup> 、合計7件41,506m <sup>2</sup> であります。また、使用収益権関係は、田2件6,245m <sup>2</sup> で農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。27ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号8番及び9番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第10条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(石岡人志委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に27ページ、使用収益権関係、受付番号8番についてご審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号8番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)

議長	異議ないと認め、議案第 36 号のうち、使用収益権関係、受付番号 8 番については、委員会報告のとおり決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
佐藤修司委員	(石岡人志委員着席) 〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 (佐藤修司委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 27 ページ、使用収益権関係、受付番号 9 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号 9 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 36 号のうち、使用収益権関係、受付番号 9 番については、委員会報告のとおり決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。
	(佐藤修司委員着席)
議長	それでは、議案第 36 号のうち、所有権関係、受付番号 32 番から 38 番の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 36 号のうち、所有権関係、受付番号 32 番から 38 番の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 36 号のうち、所有権関係、受付番号 32 番から 38 の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 37 号を議題といたします。議案第 37 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	29 ページをお開き願います。議案第 37 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 12,524 m <sup>2</sup> 、畑 11 件 60,814 m <sup>2</sup> 、合計 16 件 73,338 m <sup>2</sup> であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 2,937 m <sup>2</sup> 、畑 1 件 5,687 m <sup>2</sup> 、合計 2 件 8,624 m <sup>2</sup> で農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 18 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 16 件、貸借 2 件が整ったものであります。35 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 48 番から 36 ページ受付番号 50

事務局次長 番及び 38 ページ使用収益権関係、受付番号 8 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、使用収益権関係、受付番号 7 番及び 8 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで扱い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。

議 長 利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

石岡人志委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(石岡人志委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 35 ページ、所有権関係、受付番号 48 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 48 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 48 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。それでは、議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 48 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 48 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 48 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 38 号を議題といたします。議案第 38 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 39 ページをお開き願います。議案第 38 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があつたので、その証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。本会議に提出されました件数と面積は、畳 1 件 5,629 m<sup>2</sup>、であります。本件は民事執行法に基づく競売に参加するために必要な証明書の発行についての議案であります。本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3 条許可申請があつたときは、本願出の内容と事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	41ページをお開きください。受付番号1番について、事情聴取した内容について申し上げます。願出人は、主にりんごと栗を栽培する農地所有適格法人の代表であり、取得後、当該農地においては、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。以上のことから、農地法第3条第2項各号については、いずれも該当しないと認められ、証明書の発行は適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第38号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第38号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(なし)
議長	異議ないと認め、議案第38号は証明することに決定いたします。 次に、議案第39号と議案第40号は、ともに要望事項であるため一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第39号「青森県果樹放任園発生防止等対策事業の拡充に関する要望（案）」と、議案第40号「目標地図素案作成及び地域計画の実現に係る制度の充実に関する要望（案）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局次長	43ページをお開き願います。議案第39号は「青森県果樹放任園発生防止等対策事業の拡充に関する要望（案）」と、議案第40号「目標地図素案作成及び地域計画の実現に係る制度の充実に関する要望（案）」であります。提案理由は両議案とも、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであり、農地集積推進委員会において検討を経たのち、運営委員会での決定を経て、要望案として提案されているものであります。これら二件の要望につきましては、青森県知事に対しては、今後開催予定である中弘地区農業委員会大会において中弘地区農業委員会連絡協議会としての議決を経て、又、議案第39号につきましては、弘前市長に対しても当委員会として要望するものであります。なお、要望の内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明を省略いたします。 以上です。
議長	運営委員会から要望内容について説明いたします。
須藤委員	本日の総会に提案している、要望に関する議案2件について、去る5月25日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。運営委員会には4人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。初めに、議案第39号の「青森県果樹放任園発生防止等対策事業の拡充に関する要望（案）」につきましては、国産りんごの輸出が好調な中、生産現場では病害虫の発生源となる放任園が増加傾向にあることから、その解消を推進していくため、議案に記載のとおり放任園処理に係る助成基準単価を見直しし、放任園解消の促進を図る

須藤委員

ことを要望すべきとしたものであります。次に、議案第40号の「目標地図素案作成及び地域計画の実現に係る制度の充実に関する要望（案）」につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、農業委員会が目標地図の素案を作成するため、大規模な調査に取り組む必要がありますが、調査等に係る経費の自治体負担が大きいことから、自治体の負担軽減を図ること、又、地域計画の実現に向け農地の集積・集約化を促進するための支援の充実について要望すべきとしたものであります。以上、報告いたします。

議長

議案第39号について農地集積推進委員会から要望書について、説明願います。

農地集積推進委員長

私は、要望書（案）を朗読し、説明に代えさせていただきます。財務省が発表した2023年4月末時点の貿易統計によると、2022年産の国産りんご輸出は、輸出額ベースで約188億円、輸出量ベースでは約38,500トンとなっており、その輸出量の約9割は本県産りんごと言われ、国内取引価格の安定に大きく寄与していることは、生産者及び県等の関係機関による長年の取組みの成果であります。一方で、りんご生産の現場に目を向けてみると、少子高齢化等による担い手不足や、離農する生産者の増加等により、病害虫の発生源となる放任園は増加傾向にあり、近隣園地の生産者が影響を受けることで、営農意欲への悪影響が懸念されております。さらに、本県産りんごの主要な輸出先である台湾では、輸入検査において病害虫の一つである「モモシンクイガ」の寄生が認められた場合、輸入停止の措置を行うことからも、これまで以上に病害虫の発生源となる放任園の解消を推進していく必要があります。このような中において、農地所有者は自らの農地の適正な利用を確保する責務から、廃園は第一に所有者により行われるものではありますが、様々な理由で自力による廃園に至らず、「青森県果樹放任園発生防止等対策事業」を活用した市の「りんご放任園解消対策事業」などにより解消に至る園地もあり、一定の成果を上げているところであります。当農業委員会としましても、当該事業を最大限活用した放任園の解消を推進しているところでありますが、現状は、樹木の伐採のほか腐らん病の発生源となる抜根後の根の産業廃棄処分費など、放任園の解消に係る経費が増大しており、伐採等を行う地元団体の協力を得難く放任園が解消されない事案も生じております。つきましては、りんごの国内取引価格の安定及び、りんご生産者が安心して農業経営に取り組めるよう、下記の事項について要望するものであります。記。知事に対し、「青森県果樹放任園発生防止等対策事業」の助成基準単価を見直しし、放任園解消の促進を図ること、及び、市長に対し、市の「りんご放任園解消対策事業」の助成基準単価を見直しし、放任園解消の促進を図ること。以上でございます。

議長

次に議案第40号について農地集積推進委員会から要望書について、説明願います。

農地集積推進副委員長

私は、要望書（案）を朗読し、説明に代えさせていただきます。要望書（案）。農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴い、農業委員会は地域計画を構成する「将来の目指すべき農地利用の姿」である目標地図の素案を作成することとなりました。素案作成は、同法の規定により農地所有者等の農地の利用意向を勘案して作成するものとされ、農業委員会は大規模な調査に取り組むこととなります。この地域計画を実行性のあるものとするためには、今後も調査を重ね、より実態に即した目標地図とするための更新が重要であると認識しておりますが、調査に係る経費並びに、農業委員及び農地利用最適化推進委員が戸別訪問の際に活用するタブレット端末に係る経費は、自治体の負担が大きく、事業の推進に見合ったものとは言い難い状況にあります。さらに、今後策定する地域計画は、実現により初めて、地域の農地の効率的かつ総合的な利用に繋がるものでありますが、その実現に向け、農地の集積・集約化を推進するための各種施策や制度が大きな役割を担うところであります。

農地集積推進副委員長 その一方で、農地集積を後押しする機構集積協力金は、事業開始当初と比較しても、その内容が縮小されておりますが、農地の集積を推し進めていくためには実情を踏まえた安定した制度が必要であります。つきましては、地域計画の策定及び更新並びにその実現に向け、下記の事項について国に対して働きかけるよう要望するものであります。記。1 農地利用最適化交付金の予算を十分に確保し、地域計画の策定及び更新のために必要な、農地所有者等の意向調査に係る経費、並びにタブレット端末の経費について、農業委員会の活動内容から算定した要望額に基づくものとするなど、自治体の負担軽減を図ること。2 地域計画の実現に向け農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進するための支援を充実すること。以上でございます。

議 長 それでは、議案第 39 号、及び議案第 40 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第 39 号、及び議案第 40 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第 39 号、及び議案第 40 号は原案のとおり決定いたします。議案第 39 号、及び議案第 40 号で決定しました要望につきましては、今後、関係行政庁に要望して参ります。次に、報告第 21 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 47 ページをお開き願います。報告第 21 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 59,099 m<sup>2</sup>、畑 15 件 124,123.63 m<sup>2</sup>、合計 20 件 183,222.63 m<sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、49 ページから 52 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長 報告第 21 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 次に、報告第 22 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 53 ページをお開き願います。報告第 22 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が畑 1 件 185 m<sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、55 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長 報告第 22 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議　　長	次に、報告第 23 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	57 ページをお開き願います。報告第 23 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 12,305 m <sup>2</sup> 、畑 1 件 19,527 m <sup>2</sup> 、合計 6 件 31,832 m <sup>2</sup> であります。なお、解約理由につきましては、59 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 23 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	次に、報告第 24 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	61 ページをお開き願います。報告第 24 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 1 筆 269 m <sup>2</sup> であります。以上であります。
議　　長	報告第 24 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：15 時 58 分]